（別紙）

平成２６年９月１日

**臨時的任用職員及び非常勤職員（厚生年金保険及び健康保険加入者に限る）**

**に係る厚生年金保険及び健康保険の加入継続扱いについて（提案）**

**１　提案理由**

　　　臨時的任用職員及び非常勤職員（厚生年金保険及び健康保険加入者に限る）に係る厚生年金保険及び健康保険について、平成26年1月17日付けで厚生労働省保険局保険課長及び同省事業管理課長から日本年金機構事業管理部門担当理事あて発出された「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」の通知及び同年7月4日付けで総務省自治行政局公務員部長から各都道府県知事、各指定都市市長及び人事委員会委員長あて発出された「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」の通知を踏まえ、下記のとおり厚生年金保険及び健康保険の資格継続の取扱いを変更する。

**２　提案内容**

前任用期間の終期後９日以内に任用があった者について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続するものとして取り扱う。

なお、任用にあたり厚生年金保険及び健康保険における適用事業所がかわる場合は、被保険者資格は継続するものとして取り扱わない。

**３　実施時期**

　　　前任用期間の終期が、平成２７年３月２３日から３月３１日までの者で、平成２７年４月１日以降に任用する者から適用。

（前発令日の終期から９日間以内で任用された者に適用）

**４　協議期限**

　　　平成２６年９月１６日